

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示	ページ
排水設備指定工事店の指定の取消し【建設局総務部下水道経営課】	1 5 5
定期的処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】	1 5 6
公 告	
特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局事業部競艇事務所】	1 5 7
教育委員会	
北九州市立高等理容美容学校規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部指導企画課】	1 6 1

北九州市告示第13号

北九州市下水道条例施行規則（昭和46年北九州市規則第68号）第12条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

平成24年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
3133	中谷工事有限会 社 後郷政義	北九州市小倉南区大字 新道寺849番地の4	平成23年9月30日

北九州市告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
氏名又は名称	住 所	
みのり株式会社	北九州市八幡西区永犬丸 四丁目1番18号	平成24年1月23日 から平成24年3月3 1日まで

北九州市公告第46号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

若松モーターボート競走場清掃業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市若松区赤岩町13番1号

若松モーターボート競走場

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) この公告の日前5年間に、1契約における清掃延床面積が1万平方メートル以上である建物清掃業務の実績があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-25

45) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成24年2月16日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号

北九州市産業経済局事業部競艇事務所

イ 日時 この公告の日から平成24年3月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号

北九州市産業経済局事業部競艇事務所2階会議室

イ 日時 平成24年3月8日午後3時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成24年2月16日までに競争参加の申出書を北九州市産業経済局事業部競艇事務所に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成24年3月14日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ。

イ 日時 平成24年3月15日午後3時

5 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、この契約を締結しないことによる補償は行わない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするができる。

イ 北九州市業務委託低入札価格調査試行実施要領（平成15年6月1日施行）3の規定により定められた調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査を行うため、落札者の決定を保留し、入札を終了する。

なお、落札者の決定後は、入札者全員にその旨を電話又は書面により通知する。

ウ イに該当する調査基準価格を下回る入札を行った者は、調査に協力しなければならない。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局事業部競艇事務所

〒808-0075 北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-3400

7 Summary

(1) Nature of service to be procured

Cleaning service at Wakamatsu Boat Racing Grounds

(2) Deadline of Tender (by hand)

3:00 p.m., March 15, 2012

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., March 14, 2012

(4) For further information, please contact:

Boat Racing Office, Bicycle and Boat Racing Department, Industry and
Economics Bureau, City of Kitakyushu

北九州市立高等理容美容学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月27日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第1号

北九州市立高等理容美容学校規則の一部を改正する規則

北九州市立高等理容美容学校規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

- 2 校長は、毎年度開始前に、各学年における教科課目及び単位数を定めなければならない。
- 3 校長は、前項の規定により定めた教科課目及び単位数を公表するものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

（教育指導計画）

第7条の2 校長は、毎年度開始前に、法令等の定めるところにより理容美容学校の教育指導計画を編成しなければならない。

- 2 前項の教育指導計画には、各学年における教科課目及び単位数並びに各教科課目の指導の重点を記載しなければならない。
- 3 校長は、毎年度当初において、第1項の規定により編成した教育指導計画を教育委員会に届け出なければならない。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

教科課目及び単位数

課目		単位数	
		理容科	美容科
必修	関係法規・制度	1	1
	衛生管理	3	3
	理容保健	4	
	美容保健		4
	理容の物理・化学	3	
	美容の物理・化学		3
	理容文化論	3	
	美容文化論		3

理容技術理論	4	
美容技術理論		4
理容運営管理	2	
美容運営管理		2
理容実習	2 7	
美容実習		2 7
小計	4 7	4 7
選択必修	2 0	2 0
合計	6 7	6 7

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で校長が定める授業時間をもって1単位とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成24年度の入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。